

岬町有価物集団回収報奨金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する住民の意識向上に資するため、住民団体が自主的に行う有価物の集団回収に対して予算の範囲内において報奨金を交付することに関し、岬町補助金等交付規則（平成 5 年岬町規則第 1 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 報奨金の交付対象となる団体は、本町の区域内（以下「町内」という。）の自治区、自治会、子ども会、婦人会及び老人会等の営利を目的としない住民団体とする。

(団体の登録)

第 3 条 報奨金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ岬町有価物集団回収実施団体登録申請書（様式第 1 号）により、町長に申請して登録を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が当該年度において 2 回以上集団回収を実施しないときは、その登録を取り消すことができる。ただし、町長が円滑な事業実施のために必要と認める場合は、この限りでない。

(対象品目及び報奨金)

第 4 条 報奨金の交付対象となる品目は、別表のとおりとする。ただし、町内の家庭から排出されたものに限る。

2 報奨金は別表に定める基準により定めるものとし、予算の定める範囲において、報奨金を交付する。

(交付の申請)

第 5 条 報奨金の交付を受けようとする団体は、集団回収を実施した期間が、上半期（毎年 3 月 1 日から同年 8 月末日までの期間をいう。）である場合にあっては同年 9 月 3 0 日までに、下半期（毎年 9 月 1 日から翌年 2 月末日までの期間をいう。）である場合にあっては同年 3 月 3 1 日までに、岬町有価物集団回収報奨金交付申請書（様式第 2 号）に所定の伝票を添付して町長に提出しなければならない。なお、上半期分を下半期分にまとめて下半期に申請することができる。

2 前項に規定する所定の伝票は、岬町有価物集団回収報奨金専用伝票（様式第 3 号）及び計量票とする。

3 第 1 項に規定する申請は、第 3 条第 1 項の規定により登録を受けた日以後に実施する集団回収について行うことができるものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請に係る団体に対して、岬町有価物集団回収報奨金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（報奨金の交付）

第7条 町長は、前条の規定による通知後、速やかに当該申請に係る団体に対して、口座振替の方法により報奨金を交付するものとする。

（報奨金の返還）

第8条 町長は、報奨金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した報奨金の全額又は、一部を返還させることができる。

- (1) 報奨金の申請に不正があったとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

（登録内容の変更）

第9条 登録団体は、団体名、代表者の住所、役職、氏名又は電話番号、報奨金の振込先等の登録内容に変更があったときは、速やかに岬町有価物集団回収実施団体登録変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

対 象 品 目	報 奨 金
新 聞	1 キログラム 当たり 3 円
雑 誌	
ダンボール	
その他雑紙	
古着・古布	
アルミ缶	

備 考 報奨金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

受付番号

年 月 日

申請者

団体名

代表者住所

役職

氏名

印

電話番号

実 施 地 域	岬町
実 施 世 帯 数	概ね 世帯
実施予定回数	毎年度 回
回 収 品 目	(該当品目の番号を○で囲んでください。 1 新 4 その他雑紙 2 雑 5 古着・古布 3 ダンボール 6 アルミ缶
予定回収業者名	

振 込 先	金融機関名		支店（支所）名					
	預金 種別	1. 普 通（総 合）	口 座 番 号 （右詰め記入）					
		2. 当 座						
	口座 名義	フリガナ						

岬町有価物集団回収報奨金交付申請書

岬 町 長 様

電話番号

実 施 期 間	(1 上半期 2 下半期) 年 月 ～ 年 月 (計 回)	
回 収 重 量	新 聞	k g
	雑 誌	k g
	ダンボール	k g
	その他雑紙	k g
	古着・古布	k g
	ア ル ミ 缶	k g
	合 計	k g
報 奨 金 額	回収重量合計×3円 (100円未満切捨)	円

振 込 先	金融機関名		支店（支所）名							
	預金 種別	1. 普 通（総 合）	口 座 番 号 （右詰め記入）							
		2. 当 座								
	口座 名義	フリガナ								

様式第 3 号（第 5 条関係）

岬町有価物集団回収報奨金専用伝票

（実施団体）

_____様

品 目	数 量	単 価	金 額							
新 聞	kg	円								円
雑 誌	kg	円								円
ダンボール	kg	円								円
その他雑紙	kg	円								円
古着・古布	kg	円								円
アルミ缶	kg	円								円
合 計	kg	円								円

年 月 日

上記のとおり、買い上げました。

合計金額 _____ 円

※この伝票は、岬町集団回収事業以外に使用することはできません。

業 者 名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

（お問合せ先）

岬町しあわせ創造部生活環境課 電話（0 7 2）4 9 2－2 7 1 4

※（申請団体→岬町）、（事業者控）及び（申請団体控）の 3 枚構成の様式

岬町有価物集団回収報奨金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岬町長

年 月 日付で申請のあった岬町有価物集団回収報奨金交付申請は、岬町有価物集団回収報奨金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付する。

記

交付決定額 円

品 目	重 量	単 価	報奨金額
新 聞	kg	3 円／kg	円
雑 誌	kg	3 円／kg	円
ダンボール	kg	3 円／kg	円
その他雑紙	kg	3 円／kg	円
古着・古布	kg	3 円／kg	円
アルミ缶	kg	3 円／kg	円
報 奨 金 交 付 額			円

様式第 5 号（第 9 条関係）

岬町有価物集団回収実施団体登録変更届

年 月 日

岬 町 長 様

団 体 名

役職 氏名

印

岬町有価物集団回収実施団体の登録内容に下記のとおり変更がありましたので、岬町有価物集団回収報奨金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり届出いたします。

変更年月日 年 月 日

代表者等の変更

	新	旧
代表者住所		
役職 氏名		
電 話 番 号		

金融機関等の変更

	新	旧
金融機関名	銀行・信用金庫・農協	銀行・信用金庫・農協
支 店 名	支店（支所）	支店（支所）
預金種別	普 通 ・ 当 座	普 通 ・ 当 座
	口座番号	口座番号
口座名義人	フリガナ	フリガナ